千 葉 県 公 共 建 築 工 事 積 算 基 準

令　和　９　年　４　月

千葉県 県土整備部 営繕課

目　　次

千葉県公共建築工事積算基準　１～　２

千葉県公共建築工事共通費積算基準　３～１４

千葉県公共建築工事積算基準等資料　１５～３７

第１編　総則　１５～１５

第２編　工事費　１５～１７

第３編　共通費　１８～２７

第４編　単価、価格等　２８～３７

千　葉　県　公　共　建　築　工　事　積　算　基　準

（目　的）

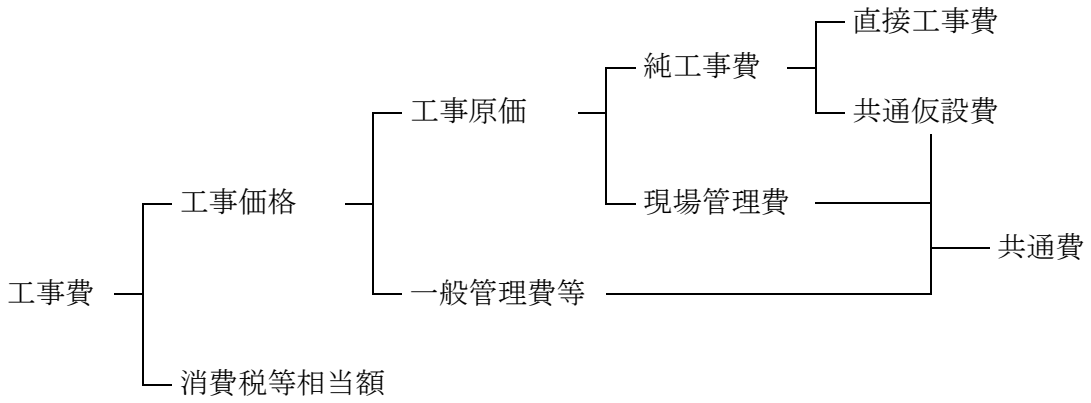
1　この基準は、千葉県の発注する公共建築工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

（工事費の種別及び区分）

2　工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機械設備工事等の工事種別ごとに行う。工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って各工事種目ごとに区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

（工事費の構成）

3　工事費の構成は、次のとおりとする。



（工事費内訳書）

4　工事費内訳書は、「公共建築工事内訳書標準書式」による。

（直接工事費）

5　直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる各項による。

（1）算定の方法

算定の方法は、次のイからハによる。

イ　材料価格及び機器類価格（「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。

ロ　単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。

ハ　イ又はロによりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。

（２）単価及び価格

算定の方法に用いる単価及び価格については、「公共建築工事標準単価積算基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）及び「千葉県公共建築工事積算基準等資料」第４編による。

（３）数量

算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、「公共建築数量積算基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）、電気設備工事及び機械設備工事においては、「公共建築設備数量積算基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）による。

（共通費）

6　共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については「千葉県公共建築工事共通費積算基準」及び「千葉県公共建築工事積算基準等資料」第３編による。

（１）共通仮設費

共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。

（２）現場管理費

現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。

（３）一般管理費等

一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益等からなる。

（消費税等相当額）

7　消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。

（設計変更における工事費）

8　設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、原則として

「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額／当初工事費内訳書記載の工事価格」の比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

千 葉 県 公 共 建 築 工 事 共 通 費 積 算 基 準

1　「千葉県公共建築工事積算基準」の６の千葉県公共建築工事共通費積算基準は、この基準の定めるところによる。

2　共通費の区分と内容

共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－１、表－２並びに表－３及び表－４の内容を一式として計上する。

ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。

表－１　共通仮設費

項　　目	内　　容
準　備　費	敷地測量、敷地整理、仮設用借地料、道路占有のための準備及び現状復旧に要する費用、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舎、作業員施設等に要する費用
工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要員、安全用品等（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む）、隣接物等の養生及び補償復旧並びに台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分及び除雪に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
情報システム費	情報共有、遠隔臨場、ＢＩＭ、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用
そ　の　他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－２　現場管理費

項　　目	内　　容
労務管理費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者)、現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険、法定外の労災保険及びその他の損害保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用従業員並びに現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等)、賞与及び外注人件費（「施工図等作成費」を除く。）に要する費用。
施工図等作成費	施工図・完成図等の作成に要する費用
退職金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場雇用従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額
建設業退職金共済契約に係る掛金	建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、ＯＡ機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真・完成写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費

補　償　費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
そ　の　他	会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－３　一般管理費

項　　目	内　　容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退　職　金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交　際　費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄　付　金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及びその他の公課
保　険　料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑　　費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

表－４　付加利益等

法人税、都道府県民税、市町村民税等（表－３の租税公課に含むものを除く） 株主配当金 役員賞与（損金算入分を除く） 内部留保金 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

３　共通仮設費の算定

（１）　共通仮設費は、表－１の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。

ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、処分費を含まないものとする。

（２）　共通仮設費率は、別表－１から別表－７によるものとする。

なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。

（３）　当該共通仮設費率に含まれる内容は表－５及び表－６とする。ただし、設計図書に基づく以下の費用は含まれない。

・現場環境改善費
・工事場所以外の屋外整理清掃費
・新たな施策等の試行による特別な費用

表－５　建築工事の共通仮設費率に含む内容

項　　目	内　　容
準　備　費	敷地整理（新営の場合）、道路占有のための準備及び現状復旧に要する費用、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全用品等（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む）、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用

動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表－６　電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項目	内容
準備費	その他の準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所（敷地内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全用品等（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む）に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

（４）　昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。

（５）　設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

4　現場管理費の算定

（1）　現場管理費は、表－２の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。

ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、処分費を含まないものとする。

（2）　現場管理費率は、別表－８から別表－１４によるものとする。

なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。

（3）　現場管理費率に含まれる内容は表－２による。

（4）　昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途現場管理費を算定する。

（5）　設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。

5　一般管理費等の算定

（1）　一般管理費等は、表－３及び表－４の内容について、工事原価に対する比率により算定する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。

（2）　一般管理費等率は、別表－１５による。

（3）　昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途一般管理費等を算定する。

（4）　設計変更における一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。

ただし、設計変更については契約保証費にかかる補正を行わない。

別表－１　共通仮設費率（新営建築工事）

共通仮設費率 （注1）	Kr＝Exp(3.346 － 0.282 × $\log_e$ P ＋ 0.625 × $\log_e$ T)（注２・３） Kr：共通仮設費率（%）（注４） Ｐ：直接工事費（千円） Ｔ：工期（か月）

（注１）本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
（注２）Exp(　)は、指数関数$e^{(\)}$を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。
（注３）Ｐが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。
　　10,000（千円）　≦　Ｐ　≦　5,000,000（千円）
（注４）Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

別表－２　共通仮設費率（改修建築工事）

共通仮設費率 （注1）	Kr＝Exp(3.962 － 0.315 × $\log_e$ P ＋ 0.531 × $\log_e$ T)（注２・３） Kr：共通仮設費率（%）（注４） Ｐ：直接工事費（千円） Ｔ：工期（か月）

（注１）本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
（注２）Exp(　)は、指数関数$e^{(\)}$を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。
（注３）Ｐが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。
　　3,000（千円）　≦　Ｐ　≦　1,000,000（千円）
（注４）Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

別表－３　共通仮設費率（新営電気設備工事）

共通仮設費率 （注1）	Kr＝Exp(3.086 － 0.283 × $\log_e$ P ＋ 0.673 × $\log_e$ T)（注２・３） Kr：共通仮設費率（%）（注4） Ｐ：直接工事費（千円） Ｔ：工期（か月）

（注１）本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
（注２）Exp(　)は、指数関数$e^{(\)}$を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。
（注３）Ｐが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。
　　10,000（千円）　≦　Ｐ　≦　1,000,000（千円）
（注４）Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

別表－４　共通仮設費率（改修電気設備工事）

共通仮設費率 （注1）	Kr＝Exp(1.751 － 0.119 × $\log_e$ P ＋ 0.393 × $\log_e$ T)（注２・３） Kr：共通仮設費率（%）（注４） Ｐ：直接工事費（千円） Ｔ：工期（か月）

（注１）本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
（注２）Exp(　)は、指数関数$e^{(\)}$を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。
（注３）Ｐが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。
3,000（千円）　≦　Ｐ　≦　1,000,000（千円）
（注４）Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

別表－５　共通仮設費率（新営機械設備工事）

共通仮設費率 （注1）	Kr＝Exp(2.173 － 0.178 × $\log_e$ P ＋ 0.481 × $\log_e$ T)（注２・３） Kr：共通仮設費率（%）（注４） Ｐ：直接工事費（千円） Ｔ：工期（か月）

（注１）本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
（注２）Exp(　)は、指数関数$e^{(\)}$を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。
（注３）Ｐが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。
10,000（千円）　≦　Ｐ　≦　1,000,000（千円）
（注４）Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

別表－６　共通仮設費率（改修機械設備工事）

共通仮設費率 （注1）	Kr＝Exp(2.478 － 0.173 × $\log_e$ P ＋ 0.383 × $\log_e$ T)（注２・３） Kr：共通仮設費率（%）（注４） Ｐ：直接工事費（千円） Ｔ：工期（か月）

（注１）本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
（注２）Exp(　)は、指数関数$e^{(\)}$を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。
（注３）Ｐが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。
3,000（千円）　≦　Ｐ　≦　1,000,000（千円）
（注４）Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

別表－７　共通仮設費率（昇降機設備工事）

共通仮設費率 （注1）	Kr＝Exp(4.577 － 0.323 × $\log_e$ P)（注２・３） Kr：共通仮設費率（%）（注４） Ｐ：直接工事費（千円）

（注１）本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
（注２）Exp(　)は、指数関数$e^{(\)}$を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。
（注３）Ｐが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。
5,000（千円）　≦　Ｐ　≦　500,000（千円）
（注４）Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

別表－８　現場管理費率（新営建築工事）

現場管理費率 （注1）	Jo＝Exp(5.899 － 0.447 × $\log_e$Np ＋ 0.831 × $\log_e$T)（注２・３） Jo：現場管理費率（%）（注４） Np：純工事費（千円） Ｔ：工期（か月）
（注１）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 （注２）Exp(　)は、指数関数e(　)を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 （注３）Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 10,000（千円）　≦ Np ≦ 5,000,000（千円） （注４）Jo の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－９　現場管理費率（改修建築工事）

現場管理費率 （注1）	Jo＝Exp(7.079 － 0.538 × $\log_e$Np ＋ 0.773 × $\log_e$T)（注２・３） Jo：現場管理費率（%）（注４） Np：純工事費（千円） Ｔ：工期（か月）
（注１）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 （注２）Exp(　)は、指数関数e(　)を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 （注３）Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 3,000（千円）　≦ Np ≦ 1,000,000（千円） （注４）Jo の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－１０　現場管理費率（新営電気設備工事）

現場管理費率 （注1）	Jo＝Exp(5.961 － 0.387 × $\log_e$Np ＋ 0.629 × $\log_e$T)（注２・３） Jo：現場管理費率（%）（注４） Np：純工事費（千円） Ｔ：工期（か月）
（注１）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 （注２）Exp(　)は、指数関数e(　)を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 （注３）Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 10,000（千円）　≦ Np ≦ 1,000,000（千円） （注４）Jo の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－１１　現場管理費率（改修電気設備工事）

現場管理費率 （注1）	Jo＝Exp(6.038 － 0.431 × $\log_e$Np ＋ 0.736 × $\log_e$T)（注２・３） Jo：現場管理費率（%）（注４） Np：純工事費（千円） Ｔ：工期（か月）
（注１）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 （注２）Exp(　)は、指数関数e(　)を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 （注３）Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 3,000（千円）　≦ Np ≦ 1,000,000（千円） （注４）Jo の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－１２　現場管理費率（新営機械設備工事）

現場管理費率 （注1）	Jo＝Exp(4.723 － 0.252 × $\log_e$Np ＋ 0.428 × $\log_e$T)（注２・３） Jo：現場管理費率（%）（注４） Np：純工事費（千円） Ｔ：工期（か月）
（注１）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 （注２）Exp(　)は、指数関数$e^{(\)}$を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 （注３）Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 10,000（千円）　≦ Np ≦ 1,000,000（千円） （注４）Jo の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－１３　現場管理費率（改修機械設備工事）

現場管理費率 （注1）	Jo＝Exp(6.221 － 0.461 × $\log_e$Np ＋ 0.800 × $\log_e$T)（注２・３） Jo：現場管理費率（%）（注４） Np：純工事費（千円） Ｔ：工期（か月）
（注１）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 （注２）Exp(　)は、指数関数$e^{(\)}$を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 （注３）Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 3,000（千円）　≦ Np ≦ 1,000,000（千円） （注４）Jo の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－１４　現場管理費率（昇降機設備工事）

現場管理費率 （注1）	Jo＝Exp(7.438 － 0.448 × $\log_e$Np)（注２・３） Jo：現場管理費率（%）（注４） Np：純工事費（千円）
（注１）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 （注２）Exp(　)は、指数関数$e^{(\)}$を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 （注３）Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 5,000（千円）　≦ Np ≦ 500,000（千円） （注４）Jo の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－１５　一般管理費等率（建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事）

工事原価	３百万円以下	３百万円を超え３０億円以下	３０億円を超える
一般管理費等率	２０．１１％	一般管理費等率算定式により算定された率	９．３４％
算定式　Ｇｐ＝３２．５９７―３．５９１×ｌｏｇ$_{10}$（Ｃｐ） ただし、Ｇｐ：一般管理費等率（%） Ｃｐ：工事原価（千円） 注１．Ｇｐの値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。			

千 葉 県 公 共 建 築 工 事 積 算 基 準 等 資 料

第１編　総　則

本資料は、「千葉県公共建築工事積算基準」（以下、「積算基準」という。）、「千葉県公共建築工事共通費積算基準」（以下、「共通費基準」という。）、「公共建築工事標準単価積算基準（令和８年３月１１日付け国営積第１５号）」（以下、「単価基準」という。）等を円滑かつ適切に運用するために必要事項をとりまとめたものである。

第２編　工　事　費

１　数値の取扱い

設計変更における工事価格については、算出された金額の範囲内で、原則として工事価格を有効桁が上位４桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように調整する。

２　新たな追加の工事等の取扱い

（１）以下の場合の費用には、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」（以下「当初請負比率」という。）を乗じない。

イ．新たな追加の工事

現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、以下の（イ）から（ホ）の新たな種類の工事を追加する場合の費用。

（イ）とりこわし（地下埋設物及び埋設配管に限る）
（ロ）地盤改良
（ハ）土壌汚染処理
（ニ）石綿含有吹付材及び保温材等の処理
（ホ）上記（イ）から（ニ）に伴う発生材処理

ロ．公共料金等

以下の（イ）から（ホ）を追加する場合の費用。

（イ）現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用
（ロ）仮設建築物の行政手数料
（ハ）浄化槽の行政手数料
（ニ）昇降機の行政手数料
（ホ）水道の負担金（敷地内）

（２）（１）イ．の新たな追加の工事に関して、当該追加の工事に係る設計変更における工事費は、当該変更に係る直接工事費を積算し、これに当該変更に係る共通費を加えて得た額に、当該追加の工事が新たに追加された際の請負代金の変更額から消費税等相当額を減じた額を当該設計変更時の工事費内訳書記載の工事価格で除した比率（以下

「当該追加の工事に係る請負比率」という。）を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

（3）（1）ロ．の公共料金等を新たに追加する場合は、これらの費用の共通費は算定せず、工事費に加算する。

3　工事の一時中止に伴う増加費用

（1）工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）に基づき、当該費用の内容（項目・数量）の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。

（2）工事の一時中止に伴う増加費用の計上は，工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。

（3）工事の一時中止に伴う増加費用の算定は以下による。

イ．工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下「中止期間中の現場維持等の費用」という。）に工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算したものとする。

（イ）工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ）を保持するために必要とされる費用等とする。

（ロ）工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。

（ハ）工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。

ロ．中止期間中の現場維持等の費用は、基本計画書に基づき実施された内容について、受注者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初契約の予定価格の作成時に積み上げで算定したものについては、当初契約時の積算の方法により積み上げ計上する。

ハ．工事の一時中止に伴う本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、中止期間中の現場維持等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。なお、一般管理費等率は、工事原価に中止期間中の現場維持等の費用を加算した額に

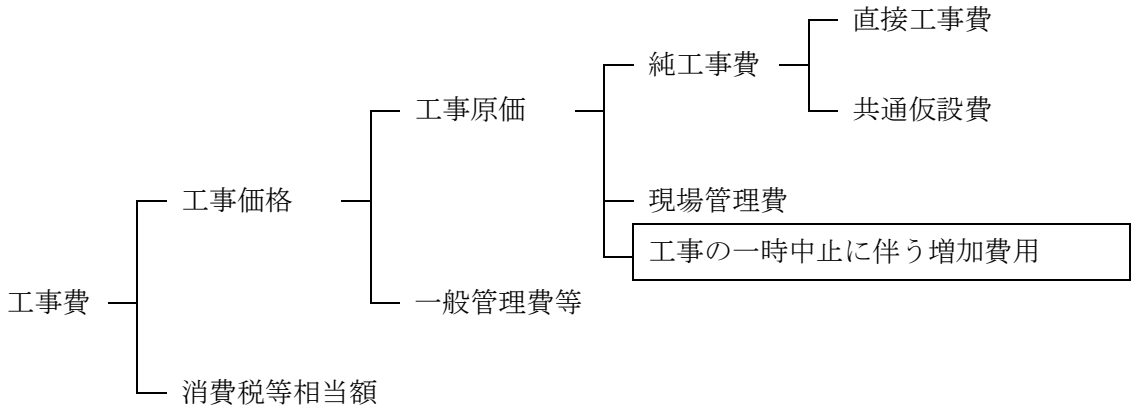
対する一般管理費等率とする。

ニ．契約保証費にかかる補正を行わない。

（４）中止期間中の現場維持費等の費用は、中止した工事の内訳書の中に「工事の一時中止に伴う増加費用」として原契約の工事費とは別に計上するものとする。ただし、内訳書上では、原契約に係る工事費と増加費用の合計額を工事費とみなすものとする。

（５）増加費用の計上箇所

工事の一時中止に伴う増加費用は、工事原価内で計上し、一般管理費等の対象とする。このため、当該費用には一般管理費等を含めない。



第３編　共　通　費

第１章　共　通　事　項

１　共通費算定に関する数値の取扱い

（１）率による算定

共通費基準の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。

（２）積み上げによる算定

積み上げによる算定は第４編第１章１に準ずる。

（３）一般管理費等

イ．算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位４桁、一千万円未満の場合は、一万円単位となるように一般管理費等で調整する。

ロ．設計変更及び随意契約をおこなう場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。

２　新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定

（１）共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ．共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。

ロ．現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。

ハ．一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

（２）共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。

３　建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

（１）建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合

イ．共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。

（イ）共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

（ロ）現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種

別ごとに区分して計上する。

（ハ）一般管理費等は、それぞれの工事種別ごとの工事原価に対する工事の一般管理費等率により算定し、それらの合計による。

ロ．主たる工事以外のいずれかの工事が、工事内容及び工事費から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。

ハ．共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

4　敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定

（1）共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ．共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ロ．現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ハ．一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

（2）共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。

5　営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事ごとの共通費に関する定めにより算定する。

6 とりこわし工事の取扱い

とりこわし工事とは、建築物解体工事共通仕様書3.3.1 に基づき、建築物を解体する工事をいう。

建築物の解体に合わせ、建築物解体工事共通仕様書3.3.1 に基づき、工作物等を解体する場合は、工作物等もとりこわし工事として取扱う。

7　とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定

以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門工事業者からの見積りを参考に計上する。

- とりこわし工事
- 特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事
- 造園工事
- 舗装工事
- さく井設備工事、等

8　指定部分及び指定部分工期

原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。

なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。

9　設計変更における共通費の算定

（1）共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ．共通仮設費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の直接工事費の合計額及び工期に対応する率とする。

ロ．現場管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の純工事費の合計額及び工期に対応する率とする。

ハ．一般管理費等率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の工事原価の合計額に対応する率とする。

（2）共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事に区分して算定する。

第２章　共　通　仮　設　費

１　共通仮設費の区分

共通仮設費は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のそれぞれと処分費に区分して算定する。

２　共通仮設費の算定方法

（１）共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

共通仮設費＝（直接工事費×共通仮設費率）＋積み上げによる共通仮設費

イ．共通仮設費率による算定

（イ）共通仮設費率の算定に用いるＴ（工期）

①共通仮設費率の算定に用いるＴ（工期）は、入札公告等に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し７日を減じた日数を３０日／月にて除す。その値は小数点以下第２位を四捨五入して１位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を３０日／月にて除し、この値をＴ（工期）として共通仮設費率を算出する。

②工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるＴ（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

（ロ）監理事務所を設けない場合の補正

①建築工事において、共通費基準　３（３）　表－５に挙げる監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率（Ｋｒ）に以下の補正値を乗じる。

直接 工事費	1000万円 未満	1000 万円以上 50 億円以下	50億円を 超える
補正値	0.887	$0.738+0.0162\times \mathrm{Log_e} P$	0.988

Ｐは、共通費基準 別表におけるＰ：直接工事費（千円）

注１）　補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。

注２）　設計変更においては、変更後のＰに対応した値を変更後のＫｒに乗じる。

（ハ）とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事に含めて算定する。

（ニ）リース料の取り扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により直接工事費からリース料及び処分費を除いた額の共通仮設費を算定する。

（ホ）直接工事費が共通費基準 別表（注３）で定める範囲を外れる場合

原則として算定式により算定された率を採用する。

（ヘ）共通仮設費率の留意事項

①道路占用料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、道路法第３９条において、「道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。」とされており、公共発注の営繕工事においては道路占用料の徴収を行わないとされている。

道路使用許可申請手数料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、所轄警察署により道路使用許可申請手数料が免除される場合がある。

②環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。

・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用

・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用

③共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費

・新営工事は引込費用及び使用料が該当する。（工事用）

・改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。（工事用）

ロ．積み上げによる算定

以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

（イ）準備費

敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧、道路占用料等に関する費用

（ロ）仮設建物費

①宿舎、設計図書による現場環境改善費用

②電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所（監督職員事務所）、備品等の費用

③建築工事における、監理事務所（監督職員事務所）の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容

（ハ）工事施設費

仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用

（ニ）環境安全費

交通誘導・安全管理等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）、引込み用開閉器の二次側の架空線防護に要する費用、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用

（ホ）動力用水光熱費

本受電後の電力基本料金

（ヘ）屋外整理清掃費

除雪に要する費用

（ト）機械器具費

①新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用

規格の選定及び存置日数は表２－１～表２－５を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

（共通事項）

１．揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。

２．ＲＣ造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。

３．Ａ＝建築面積／７５０㎡（計算過程においてＡの値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。）

４．Ｎ＝階数

５．存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。

６．各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。

７．階数が２階以下かつ建築面積が 250 ㎡未満の場合は、規格を 16t 以下と存置日数は実状に応じて適切に補正する。

８．障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。

９．表２－１～２－５の存置日数には回送等に要する日数を含む。

表２－１　地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規　格	存　置　日　数	備　　考
1	25t	１３．６×Ａ＋５．２	
2	25t	１８．０×Ａ＋１０．０	
3	25t	２２．４×Ａ＋１４．８	
4	25t	２６．８×Ａ＋１９．６	
5	25ｔ	３１．２×Ａ＋２４．４	

表２－２　地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規　格	存　置　日　数	備　　考
Ｂ１	25ｔ	９．５×Ａ	

表２－３　塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規　格	存　置　日　数			備　　考
		100 ㎡未満	300 ㎡未満	500 ㎡未満	1 階当たりの面積
Ｐ１	25t	4	5	6	

表２－４　地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規　格	存　置　日　数	備　　考
1	16ｔ	２．３×Ａ＋１	
2	16ｔ	５．４×Ａ＋２	
3	16ｔ	８．５×Ａ＋３	
4	ﾛﾝｸﾞｽﾊﾟﾝ工事用 ｴﾚﾍﾞｰﾀ 1t 未満	18.5×Ｎ＋40.5	建築面積 1,000 ㎡ごとに１台
5	ﾛﾝｸﾞｽﾊﾟﾝ工事用 ｴﾚﾍﾞｰﾀ 1t 未満	18.5×Ｎ＋40.5	建築面積 1,000 ㎡ごとに１台

表２－５　地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規　格	存　置　日　数	備　　考
Ｂ１	16t	６．４×A	

②改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用

機種の選定および存置日数は、施工内容、施工条件等により機種を選定する。

（チ）情報システム費

情報共有､遠隔臨場､BIM､その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用

（リ）試験費等

①建築工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費を除き、積み上げにより算定する。

（積み上げによる試験費の例）

・石綿粉じん濃度測定
・分析による石綿含有建材の調査
・化学物質の濃度測定
・六価クロム溶出試験費
・PCB 含有シーリング材の調査
・路床土の支持力比（CBR）試験
・現場 CBR 試験
・放射線透過試験
・上記に類する各種試験費等

②電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に定める機材の試験費及び施工の試験費を除き、積み上げにより算定する。

（積み上げによる試験費の例）

・石綿粉じん濃度測定
・分析による石綿含有建材の調査
・ＰＣＢ含有調査
・放射線透過試験
・テレビ電波障害調査（事前・中間・事後）
・迷走電流測定調査
・上記に類する各種試験費等

（ヌ）石綿含有建材の調査費（事前調査結果を貸与しない場合又は石綿等の使用の有無を設計図書へ明示しない場合は計上する）

（２）処分費の取扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

第３章　現　場　管　理　費

１　現場管理費の区分

現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。

２　現場管理費の算定方法

（１）現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

現場管理費＝（純工事費×現場管理費率）＋積み上げによる現場管理費

イ．現場管理費率による算定

（イ）現場管理費率の算定に用いるＴ（工期）

①現場管理費率の算定に用いるＴ（工期）は、入札公告等に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し７日を減じた日数を３０日／月にて除す。その値は小数点以下第２位を四捨五入して１位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を３０日／月にて除し、この値をＴ（工期）として現場管理費率を算出する。

②工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、現場管理費率の算定に用いるＴ（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

（ロ）とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事に含めて算定する。

（ハ）リース料の取扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く純工事費の合計額に対応する現場管理費率により純工事費からリース料及び処分費を除いた額の現場管理費を算定する。

（ニ）純工事費が共通費基準 別表（注３）で定める範囲を外れる場合

原則として算定式により算定された率を採用する。

（ホ）現場管理費率の留意事項

①現場管理費率内のその他の項目に含まれる費用

・本支店等から支援を受けた場合の原価性費用として、本支店等から支援を受けた以下の費用が含まれている。

・検査、試験の支援に要する費用

・施工図作成の支援に要する費用

・その他、外注又は現場従業員が従事する代わりに、本支店等従業員が従事　　した場合に要する費用

・各種調査に要する費用として、以下の費用が含まれている。

・本支店等従業員が調査に伴う作業に要した費用

・現場従業員が工事完了後に調査に伴う作業に要した費用

ロ．積み上げによる算定

以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積

み上げにより算定する。

（イ）要員等の費用

条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）

（２）処分費の取扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。

（３）支給材を使用する場合

支給材（入居官署または発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の２％を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を加算しない。

第４章　一　般　管　理　費　等

１　一般管理費等の算定方法

（１）一般管理費等の算定は一般管理費等率により算定する。ただし一般管理費等率に含まれないものは積み上げにより算定する。

一般管理費等＝（工事原価×一般管理費等率）＋積み上げによる一般管理費等

イ．一般管理費等率による算定

（イ）前払金支出割合による補正

前払金支出割合が３５％以下の場合の一般管理費等率は、表３－１の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じて得た率とする。

なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。

表３－１　　一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分（％）	補正係数
０から５以下	１．０５
５を超え１５以下	１．０４
１５を超え２５以下	１．０３
２５を超え３５以下	１．０１

（ロ）契約保証費について

共通費基準　５（１）による契約保証費については、工事原価に表３－２による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては補正を行わない。

表３－２　契約保証費に関する一般管理費等率の補正値

内　　容	補正値（％）
保証の方法１：発注者が金銭的保証を必要とする場合 ［工事請負契約書第４条を採用する場合］	０．０４
保証の方法２：発注者が役務的保証を必要とする場合	０．０９
保証の方法３：上記以外の場合	補正しない
注）契約保証のうち、保証の方法３の具体例は以下のとおり。 ①千葉県財務規則第９８条第１項第１号の規定により、工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合	

第４編　単価、価格等

本編は、千葉県公共建築工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。なお、山間へき地等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては実状に応じた適切な単価及び価格を用いる。

第１章　共通事項

１　単価及び価格に関する数値の取扱い

予定価格のもととなる工事費を算出する過程における数値の取扱いは以下の通りとする。また、端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。

（１）物価資料に基づく材料単価、市場単価、単位施行単価等

イ．平均値を採用する場合の端数処理は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第２位とする。

ロ．イの端数処理を行った結果が、物価資料の掲載価格の有効桁の最終の桁の位と異なる場合の端数処理は、有効桁の最終の桁の位が最も小さい桁の位とする。

ハ．１つの物価資料にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理は行わない。

ニ．イの処理をする前の物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第３位以降がある場合は小数点以下第２位とする。

（２）標準歩掛り等（市場単価及び単位施工単価の補正含む）に基づく単価

イ．標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第２位まで算定した単価を代入する。

ロ．単価算定時における金額(数量×単価)は、小数点以下第２位までとする。

ハ．単価算定に用いる数量に小数点以下第６位以降がある場合は、小数点以下第５位とする。

ニ．５　市場単価（２）における補正、６　単位施工単価（１）における調整、（３）における補正、９　改修工事の取扱い（２）におけるシフト単価の割増しに使用する率は、小数点以下第４位を四捨五入して小数点以下第３位とする。

（３）製造業者又は専門工事業者の見積価格等

採用する価格の端数処理については有効上位３桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第２位とする。

（４）細目別内訳書及び別紙明細書における単価及び金額

イ．細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理については有効上位３桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。

ロ．細目別内訳書に計上する金額は、円単位とし一円未満切捨てとする。

ハ．別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。

2　材料価格等

単価基準　第１編２（１）に定める材料価格等とは、杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨等の価格変動が大きい資材並びに建物ごとに個別性が高い機器等の単価及び価格をいう。

3　歩掛り

単価の算定に用いる歩掛りは、単価基準　第１編３で規定される標準歩掛りの他に「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り（以下「協議会歩掛り」という。）による。

また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り（以下「参考歩掛り」という。）」並びに市場単価及び単位施工単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料（以下「協議会参考」という。）」を参考とする。

4　専門工事業者等の諸経費の率

（１）専門工事業者等の諸経費の率は、中間値を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。

（２）歩掛りによらず計上する労務単価については、原則として、専門工事業者等の諸経費の労務費の率を乗ずる。

（３）歩掛りの表中にない材料費、消耗材料費等について、専門工事業者等の諸経費の率の取扱いは、以下による。

イ．建築新営工事における鉄筋及びコンクリートについては、原則として、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とする。

ロ．機械設備工事における空気調和機器※1、衛生器具及び衛生設備機器※2については、原則として、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とする。

※１　ボイラー、冷凍機、冷却塔、空気調和機、空気清浄装置、全熱交換器、ポンプ類、送風機、タンク類、ヘッダー等

※２　ボイラー、温水発生機、タンク類、ポンプ類、厨房器具、湯沸器類等

ハ．共通仮設費に積上げとなるクレーンについては、原則として、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とする。

ニ．なお、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とした材料費、消耗材料費等であっても、工事量が少量・僅少の場合や地域の実状等から、専門工事業者等の諸経費を計上することが妥当と判断できる場合は、専門工事業者等の諸経費の率を乗ずることができる。

5　市場単価

（１）単価基準　第１編２（３）の規格・仕様が単価基準各編記載の細目工種の摘要と一部異なるため、単価（以下「補正市場単価」という。）を設定する細目工種については、各章による。

（２） 補正市場単価を算出するための補正方法については、「公共建築工事積算基準等資料」附表１補正市場単価算出方法による。

6　単位施工単価

（１） 工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合は次式により、その単価を調整して算定する。

$$\text{工事場所のシフト単価} = \text{工事場所の材料単価、労務単価を用いて算定したベース単価} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のベース単価}}$$

（２）単位基準　第１編２（４）の規格・仕様が物価資料に掲載されているものと一部異なるため、単価（以下「補正単位施工単価」という。）を設定する細目工種については、各章による。

（３）補正単位施工単価を算出するための補正方法については、「公共建築工事積算基準等資料」附表２補正単位施工単価算出方法による。

7　物価資料の掲載価格の取扱い

（１）単価基準　第１章２による単価及び価格の算定において材料価格等、材料単価及び仮設材費は、積算資料（（一財）経済調査会発行）、建設物価（（一財）建設物価調査会発行）等の価格の平均値を採用する。（２）市場単価は建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建設コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価」の平均値を採用する。

（３）単位施工単価のうちシフト単価は建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事単位施工単価」の平均値を採用する。

8　製造業者又は専門工事業者の見積価格等

（１）見積単価

単価基準　第１編２（４）による場合で、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、必要に応じてヒアリング等を行い市中における取引状況等（実勢価格帯）を確認する。

なお、当初の工事費内訳書作成時の見積依頼先は複数とし、見積内容が適切なことを確認の上、原則として最安値の見積書を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。

（２）価格決定の参考とする見積書の留意事項

見積書は紙（ファクシミリ含む）又は電磁的記録によることができることから、単価及び価格決定の参考とするために取得した見積書が、当該工事対象のものであることを見積担当者等へ確認し、「確認済」を見積書又は見積比較表に記載（手書きメモ等）する。

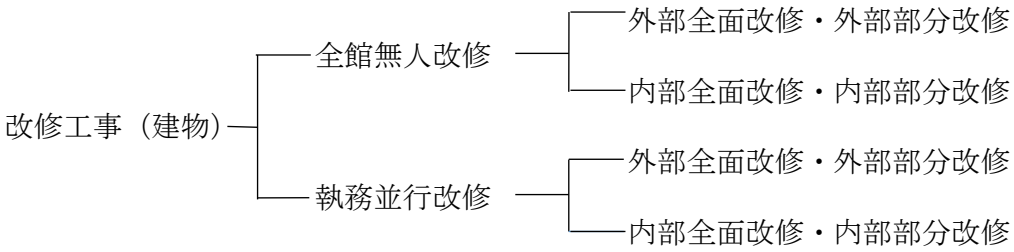
なお、いずれの場合でも製造業者又は専門工事業者の社印、担当者印は省略可。（担当者印の代替としての直筆署名は不要）

9　改修工事の取扱い

（1）改修工事の分類

改修工事は、執務状態、部位、方法等により、分類できる。

イ．執務状態、部位、方法等による改修工事の分類



ロ．執務状態の区分

改修工事は、工事期間における建物内の執務状況により、全館無人改修及び執務並行改修に積算上区分することができる。

（イ）全館無人改修：仮庁舎等が準備されている等、改修する建物全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事をいう。

（ロ）執務並行改修：建物に執務者がいる状態で行う改修工事をいい、施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事も含まれる。また、増築工事においても既存建物と取り合う部分の改修工事については、既存建物の執務者の有無の状態により分類する。

ハ．部位・方法の区分

改修工事は、上記執務状態の区分による二つの区分を下記のとおりさらに細かく区分することができる。

（イ）外部全面改修：建物の屋根、外壁等の全面を改修する場合をいう。

（ロ）外部部分改修：建物の屋根、外壁等の小規模で部分的な改修及びそれらが点在する改修をいう。

（ハ）内部全面改修：建物の内部全面を改修する場合をいう。

（二）内部部分改修：部屋単位の床、壁、天井等の個別又は複合改修及びそれらが点在する改修をいう。

間仕切り等の撤去・新設、又は設備改修等による取り合い周辺部分の改修をいう。

（2）　改修工事における労務の所要量の割増し、単価の補正

イ．全館無人改修の場合は、単価基準の第２編、第３編、第４編及び本資料に定められた複合単価、市場単価、補正市場単価、単位施工単価、補正単位施工単価のほか参考歩掛り等を使用する。改修を理由とした労務の所要量の割増し、単価の補正は行わない。

ロ．執務並行改修の場合は、施工業者が執務者に配慮等しながら施工を行うことを前提として、表Ａ－１、表Ｅ－１及び表Ｍ－１のとおり、工種に応じて、複合単価、単位施工単価、補正単位施工単価については、労務の所要量の割増しを行い、市場単価及び補正市場単価は改修補正率を乗じる。

著しく作業効率が悪い場合においては、表Ａ－１，表Ｅ－１及び表Ｍ－１によらず、実状を考慮して、労務の所要量の割増し、単価の補正を行う。

単位施工単価については、ベース単価は複合単価の方法により算定することとなっており、この複合単価に含まれる労務の所要量の割増しを行う。シフト単価については、物価資料の掲載価格をもとに以下の式により算定する。

［工事場所が物価資料の掲載都市の場合］

$$\text{改修割増し後のシフト単価} = \text{工事場所の材料単価、労務単価を用い、労務の所要量を割増しの上、算定したベース単価} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のベース単価}}$$

［工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合］

$$\text{改修割増し後のシフト単価} = \text{工事場所の材料単価、労務単価を用い、労務の所要量を割増しの上、算定したベース単価} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のベース単価}}$$

表Ａ－１　執務並行改修の場合の工種ごとの労務の所要量割増し、改修補正率

工　　種	複合単価、単位施工単価、補正単位施工単価の労務の所要量割増し	市場単価及び補正市場単価の改修補正率		備考
仮設	―	―	―	
土工	―	―	―	
地業	―	―	―	
鉄筋	―	―	―	
コンクリート	―	―	―	
型枠	―	―	―	
鉄骨	―	―	―	
既製コンクリート	15%増し	―	―	
防水	15%増し	防水	1.07	
		防水（シーリング）	1.13	
石	15%増し	―	―	
タイル	15%増し	―	―	
木工	15%増し	―	―	
屋根及びとい	15%増し	―	―	
金属	15%増し	金属	1.08	
左官（仕上塗材仕上）	―	―	―	
左官（仕上塗材仕上以外）	15%増し	左官（仕上塗材仕上以外）	1.14	
建具	15%増し	建具（ガラス）	1.09	
		建具（シーリング）	1.14	
塗装（改修標仕仕様）	15%増し	塗装（改修標仕仕様）	1.14	
内外装	15%増し	内外装	1.11	
		内外装（ビニル床材）	1.08	
仕上げユニット	15%増し	―	―	
排水	―	―	―	
構内舗装	―	―	―	
植栽	―	―	―	
仮設（改修）	―	―	―	
撤去	―	―	―	
外壁改修	―	―	―	
とりこわし	―	―	―	

注）－は該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正は行わないことを示す。

表 E－１　執務並行改修の場合の工種ごとの労務の所要量割増し、改修補正率

工　　種	複合単価、単位施工単価、補正単位施工単価の労務の所要量割増し	市場単価及び補正市場単価の改修補正率		備考
配管工事	20%増し	電線管、2種金属線ぴ及び同ﾎﾞｯｸｽ	1.18	
		ｹｰﾌﾞﾙﾗｯｸ	1.14	
		位置ﾎﾞｯｸｽ及び位置ﾎﾞｯｸｽ用ﾎﾞﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ	1.17	
		ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ	1.12	
		ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ用接地端子	1.00	
		防火区画貫通処理　ｹｰﾌﾞﾙﾗｯｸ用(壁・床)	1.13	
		防火区画貫通処理　金属管・丸型用	1.05	
		(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.14	
配線工事	20%増し	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ｹｰﾌﾞﾙ	1.16	
接地工事（屋内）	20%増し	—	—	
接地工事（屋外）	—	(設置極工事) 鋼板式、鋼覆鋼棒、設置極埋設票（金属製）	—	
塗装工事	20%増し	—	—	
機器搬入	20%増し	—	—	
電灯設備	20%増し	—	—	
動力設備	20%増し	—	—	
雷保護設備	20%増し	—	—	
受変電設備	20%増し	—	—	
電力貯蔵設備	20%増し	—	—	
架空線路	—	—	—	
地中線路	—	—	—	
構内交換設備	20%増し	—	—	
情報表示・拡声設備	20%増し	—	—	
誘導支援設備	20%増し	—	—	
ﾃﾚﾋﾞ共同受信設備	20%増し	—	—	
監視カメラ設備	20%増し	—	—	
火災報知設備	20%増し	—	—	
撤去（再使用しない）	—	—	—	
撤去（再使用する）	—	—	—	
再取付け	20%増し	—	—	
機器搬出	20%増し	—	—	
はつり工事	20%増し	—	—	

注）－は該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正は行わないことを示す。
　　屋外、共同溝においては原則として労務の所要量割増しは行わない。

表Ｍ－１　執務並行改修の場合の工種ごとの労務の所要量割増し、改修補正率

工　　種	複合単価、単位施工単価、補正単位施工単価の労務の所要量割増し	市場単価及び補正市場単価の改修補正率		備考
配管工事 (屋内一般、機械室・便所)	20%増し	―	―	屋上及び 外壁施工含む
配管工事 （屋外・共同溝)	―	―	―	
配管工事（地中)	―	―	―	
配管附属品	20%増し	―	―	
保温工事	20%増し	配管用、ﾀﾞｸﾄ用及び消音内貼	1.14	
塗装及び防錆工事	20%増し	―	―	
機器搬入	20%増し	―	―	
総合調整	20%増し	―	―	
土工事	―	―	―	
コンクリート工事	20%増し	―	―	屋内基礎等
機器類の据付	20%増し	―	―	
ダクト設備	20%増し	低圧ﾀﾞｸﾄ、排煙ﾀﾞｸﾄ及び低圧ﾁｬﾝﾊﾞｰ類	1.14	
ダクト附属品	20%増し	既製品ﾎﾞｯｸｽ、排気口、ﾀﾞﾝﾊﾟｰ等の取付手間のみ	1.20	
自動制御設備	20%増し	―	―	歩掛りによる場合
衛生器具設備 (ユニットを除く)	20%増し	取付手間のみ	1.20	
桝類	―	―	―	
消火設備 (特殊消火を除く)	20%増し	―	―	歩掛りによる場合
配管分岐・切断	20%増し	―	―	
機器搬出	20%増し	―	―	
はつり工事	20%増し	―	―	
ダクト端部閉塞	20%増し	―	―	
インバート改修	―	―	―	
撤去(再使用する)	―	―	―	
撤去(再使用しない)	―	―	―	
再取付け	20%増し	―	―	

注）－は該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正は行わないことを示す。
　　屋外、共同溝においては原則として労務の所要量割増しは行わない。

（３）　改修工事の積算にあたっての留意事項

改修工事の積算にあたっては、実状、施工条件明示事項等を考慮し、施工計画上必要となる仮設類の盛替え費用及び現場施工の制約を考慮した費用等を適切に積算する。

また、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にする場合は、当該工事の施工条件を満たした内容であることを確認する。

なお、施工区分、施工手順等に応じた積算における留意事項は以下のとおり。

イ．荷揚用揚重機械器具は、設計図書に条件明示された施工区分及び施工手順にあった回数等を十分検討し、適切に計上する。

ロ．荷揚用揚重機械器具による揚重ができない場合は、人力による小運搬等を現場状況に応じて適切に計上する。

ハ．直接仮設の墨出し、養生、整理清掃後片付け、足場等が、設計図書に条件明示された施工区分、施工手順等の現場状況により、複数回生じる場合は、適切に計上する。

ニ．発生材については、施工区分、施工手順等の現場状況によりストックすることができず、その都度搬出しなくてはならない場合、または運搬車の規格が通常とは異なる等の場合、現場状況に応じて適切に計上すること。

１０　工事量が僅少等の取り扱い

工事量が僅少の場合、施工場所が点在する場合、工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の材料、労務、機械器具等の費用を実状に応じて算定する。

１１　時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価

（１）公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、所定労働時間内８時間当たりの単価であり、時間外、深夜及び休日の労働についての割増賃金は含まれない。

（２）時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実状に応じて積算する。

労務費（総額）＝労務単価＋労務単価×K×割増すべき時間数

ただし、K（割増賃金係数）＝割増対象賃金比×１／８×割増係数とする。

なお、K（割増賃金係数）は当該年度の「労務単価」の「割増対象賃金比及び１時間当り割増賃金係数」による。

また、市場単価及び単位施工単価の細目工種において、時間外及び深夜の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価及び単位施工単価を補正する。

（３）休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必

要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは４週間のうちに４日以上の休日とする。（労働基準法 第３５条）

労務費（総額）＝労務単価×Ｋ×割増すべき時間数

なお、Ｋ（割増賃金係数）の取扱いは（２）による。

また、市場単価及び単位施工単価の細目工種において、休日の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価及び単位施工単価を補正する。

ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。

１２　設計変更時の取り扱い

「単価基準」第１編５の場合の設計変更時の積算において、当初設計の工事費内訳書に対して種目が追加された場合の単価及び価格は、総括監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。